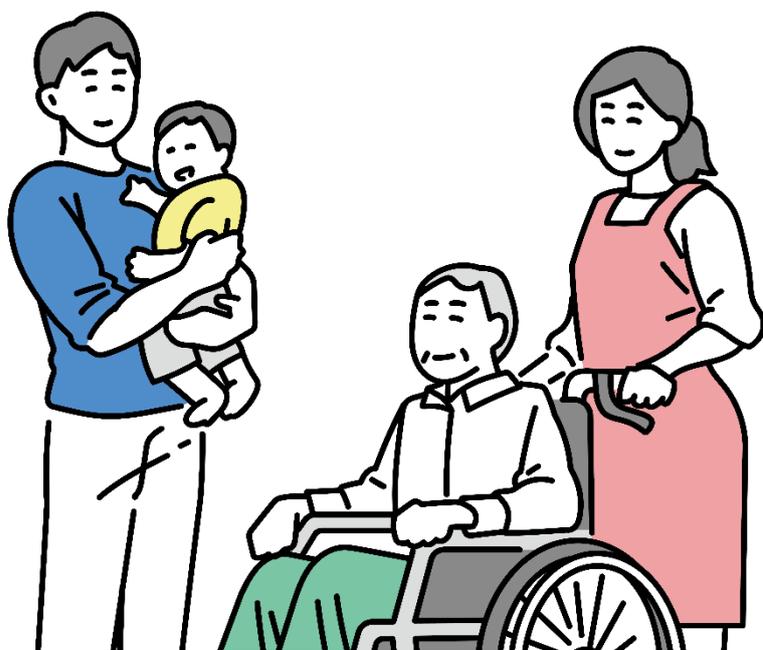


# 第7期錦江町障害福祉計画 第3期錦江町障害児福祉計画



令和6年3月

鹿児島県錦江町



## 目 次

第1章	計画の概要.....	1
1	計画策定の背景.....	1
2	計画の根拠.....	1
3	計画期間.....	2
4	計画の対象と範囲.....	2
5	計画の策定体制について.....	3
	(1) 計画策定委員会.....	3
	(2) 町民へのアンケート調査.....	3
	(3) パブリックコメントの実施.....	3
6	近年の障害者施策に関する主な動き.....	3
	(1) 国の動向.....	3
	(2) 第7期障害福祉計画等に係る基本指針の概要及び見直しの主な事項.....	4
第2章	錦江町の障害のある人の状況.....	5
1	総人口及び年齢3区分別人口割合の推移.....	5
2	各障害者手帳所持者の状況.....	6
3	身体障害者手帳所持者の状況.....	7
4	療育手帳所持者の状況.....	9
5	精神障害者保健福祉手帳所持者の状況.....	10
6	アンケート調査結果.....	11
第3章	第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画.....	20
1	障害福祉計画と障害児福祉計画について.....	20
2	数値目標と見込量設定の視点.....	20
3	障害福祉サービスの体系.....	21
4	障害福祉サービスに関する数値目標.....	22
	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	22
	(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	22
	(3) 地域生活支援の充実.....	23
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	24
	(5) 障害児支援の提供体制の整備等.....	25
	(6) 相談支援体制の充実・強化等.....	26
	(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	27
5	障害福祉サービスの利用実績と量の見込み.....	28
	(1) 訪問系サービス.....	28
	(2) 日中活動系サービス.....	30
	(3) 居住系サービス.....	33
	(4) 相談支援.....	35
	(5) 障害児通所支援等.....	36
	(6) 障害児相談支援.....	38
	(7) 発達障害者等に対する支援.....	40
	(8) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	41

(9) 相談支援体制の充実・強化等.....	43
(10) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	44
6 地域生活支援事業.....	45
(1) 相談支援事業.....	45
(2) 意思疎通支援事業.....	46
(3) 日常生活用具給付等事業.....	46
(4) 移動支援事業.....	47
(5) 地域活動支援センター事業.....	48
(6) 日中一時支援事業.....	48
(7) その他の事業.....	49
第4章 計画の推進.....	50
1 障害者・障害児を支える体制づくり.....	50
2 計画の推進・評価.....	50
3 障害者総合支援法に基づくサービスの円滑な提供.....	50
(1) 障害支援区分の認定.....	50
(2) サービス利用計画の作成.....	51
(3) サービスの質の確保.....	51
(4) 苦情処理システムの確立.....	51
資料編 .....	52
1 錦江町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員名簿.....	52
2 用語解説.....	53

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景

国においては、平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」との整合性確保に留意しつつ、令和5年3月に、令和5年度から令和9年度までの5年間の計画期間とする障害者のための施策に関する基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」を策定し、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組んでいます。

平成28年に改正された「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」のほか、令和3年に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援法」に基づき、障害者が自ら望む地域生活への支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応に向けた取組等が行われてきました。

また、令和3年には、「障害者差別解消法」が改正され、事業者に対する合理的配慮の提供の義務付けや、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化等が規定されました。

さらに、令和4年には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、令和6年度以降、障害者等の地域生活の支援体制の充実や児童発達支援センターの役割・機能の強化などが行われる予定となっています。

本町においては、こうした障害者施策の動向や福祉ニーズの変化等を踏まえつつ、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供量の見込み及びその確保のための方策等を定めるため、新たな「錦江町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定します。

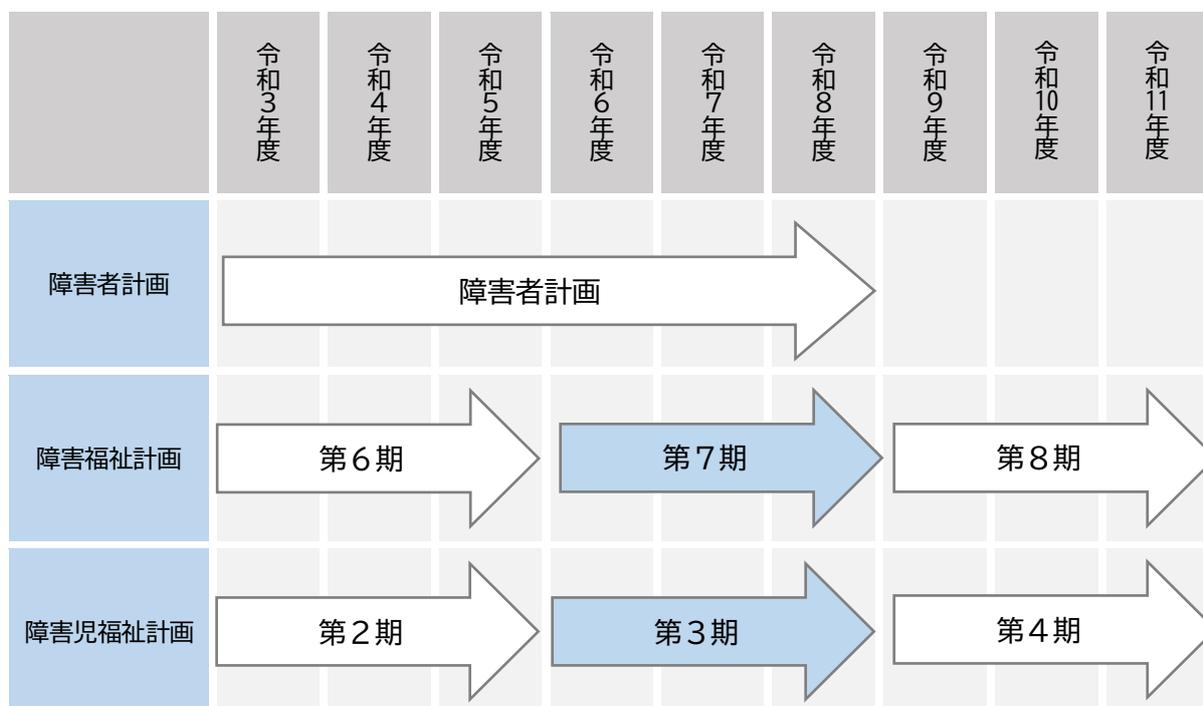
## 2 計画の根拠

障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20に定める市町村計画で、「障害者計画」の実施計画として位置づけられるものです。

障害者（児）が生活する上で必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を実施するに当たり、提供体制の確保や種類ごとの必要量を具体的に定めた計画となります。

### 3 計画期間

「市町村障害福祉計画」、「市町村障害児福祉計画」は国の定める指針により計画期間が3年と定められているため、「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。



### 4 計画の対象と範囲

本計画で記載している「障害者」とは、障害者基本法で定められている「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病（特定疾患）、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける」人を総称するものとして使用し、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

また、「障害児」と区分している場合は、18歳未満の障害のある幼児・児童生徒のこととしますが、区分していない場合には年齢は問わないものとします。

## 5 計画の策定体制について

### (1) 計画策定委員会

計画策定においては、社会全体で障害福祉に対する取り組みを行っていく必要があることから、本計画の策定にあたっては、行政機関内部だけでなく福祉関係者、障害者団体等で構成された「錦江町障害福祉計画策定委員会」を開催し、様々な見地からの意見をいただきます。

### (2) 町民へのアンケート調査

障害者等の生活実態や障害福祉サービスの利用意向、行政に対する要望を把握するため、障害者等（障害者手帳所持者、障害児通所支援利用者）に対するアンケート調査を実施しました。

### (3) パブリックコメントの実施

計画策定委員会及び錦江町で検討・作成した計画素案に対して、町民のみなさんから広く意見を募集します。

## 6 近年の障害者施策に関する主な動き

### (1) 国の動向

平成30年4月以降の国の主な動向は以下のとおりです。

平成30年6月	障害者文化芸術推進法の制定
令和元年6月	読書バリアフリー法の制定
令和2年4月	障害者雇用促進法の改正
6月	バリアフリー法の改正
12月	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の制定
令和3年6月	障害者差別解消法の改正
9月	医療的ケア児及びその家族に対する支援法の制定
令和4年5月	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定
6月	児童福祉法の改正
6月	障害者総合支援法の改正
令和5年3月	障害者基本計画（第5次）の策定

## (2) 第7期障害福祉計画等に係る基本指針の概要及び見直しの主な事項

国から示された第7期障害福祉計画等に係る基本指針の概要及び見直しの主な事項は以下のとおりです。

### 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

#### 1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。  
計画期間は令和6年4月～令和9年3月※。 ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

#### 2. 本指針の構成

##### 第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

##### 第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

##### 第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

##### 第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

#### 3. 基本指針見直しの主な事項

##### ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

##### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

##### ③福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

##### ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

##### ⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ ヘアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・ 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

##### ⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

##### ⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

##### ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

##### ⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

##### ⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

##### ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・ 障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・ 市町村内のより細かい地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

##### ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

##### ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

##### ⑭その他：地方分権提案に対する対応

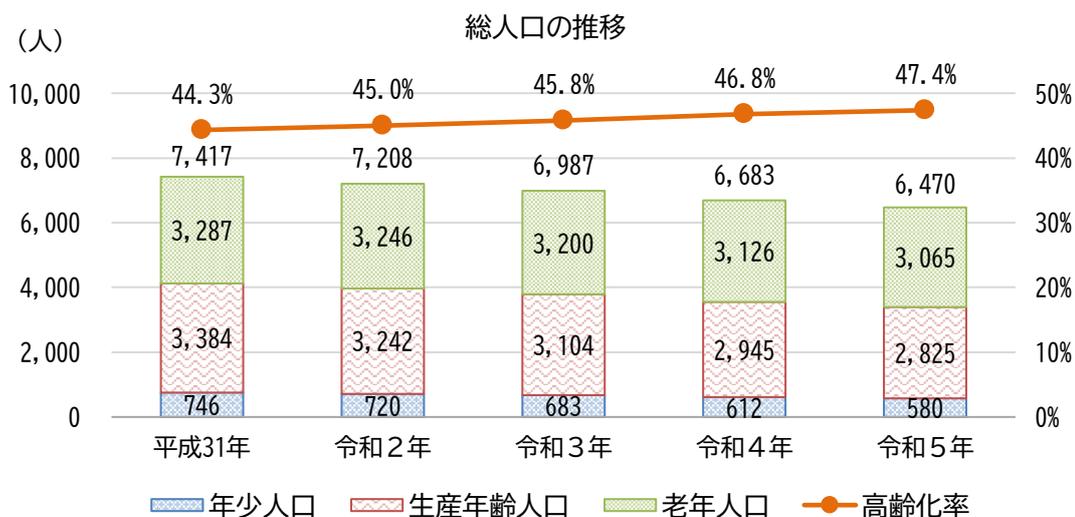
- ・ 計画期間の柔軟化
- ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

## 第2章 錦江町の障害のある人の状況

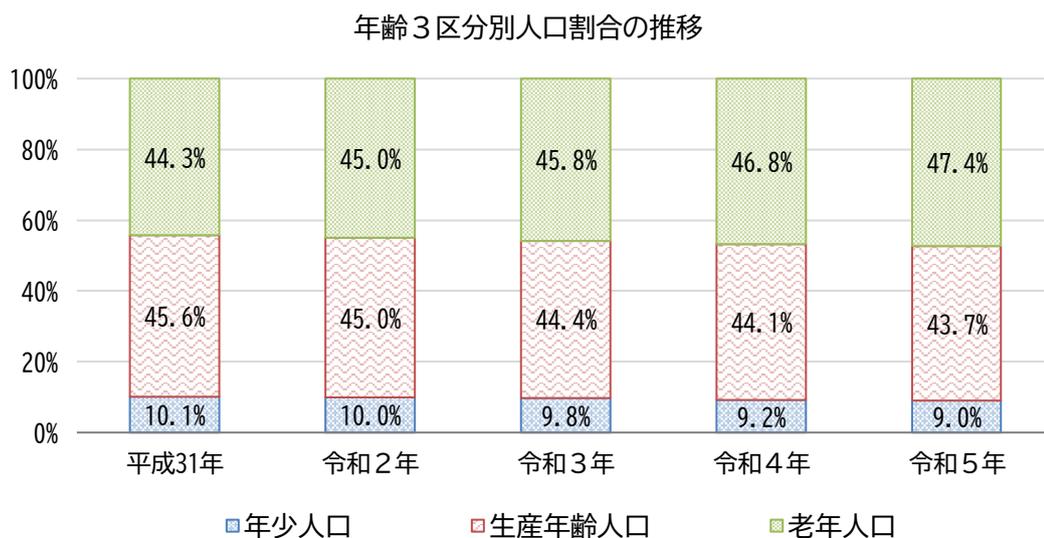
### 1 総人口及び年齢3区分別人口割合の推移

本町の総人口は、令和5年10月1日現在6,470人で、年齢3区分すべてにおいて年々減少しています。

令和5年10月1日現在における年齢3区分別人口割合は、年少人口9.0%、生産年齢人口43.7%、老年人口47.4%となっており、老年人口の割合が年々高くなっています。



住民基本台帳 各年10月1日現在



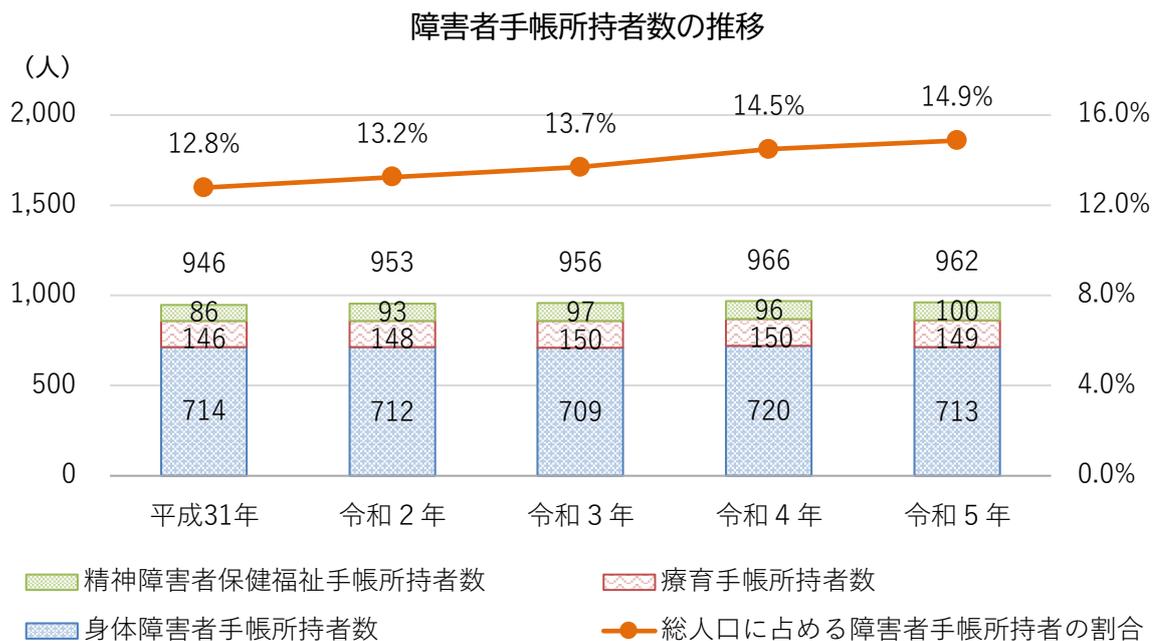
住民基本台帳 各年10月1日現在

※小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100%と一致しない場合があります。

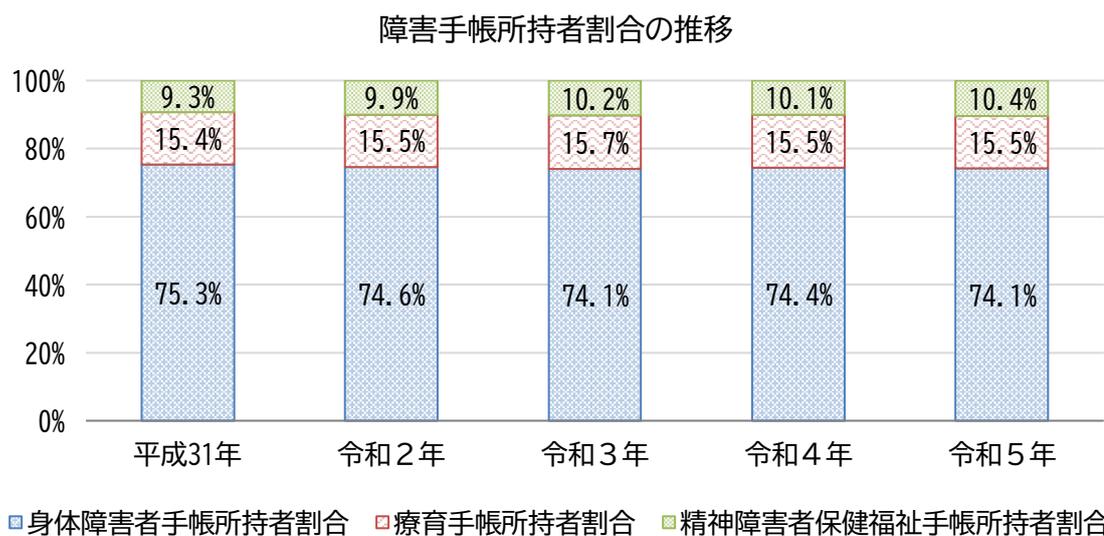
## 2 各障害者手帳所持者の状況

本町の障害者手帳所持者数は、令和5年10月1日現在962人であり、総人口に占める割合は年々増加しています。また、手帳種別に注目すると、精神障害者保健福祉手帳所持者において増加傾向にあります。

障害者手帳所持者数の構成割合は、令和5年10月1日現在、身体障害者手帳所持者が74.1%、療育手帳所持者が15.5%、精神障害者保健福祉手帳が10.4%となっています。



錦江町資料 各年10月1日現在



錦江町資料 各年10月1日現在

※小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100%と一致しない場合があります。

### 3 身体障害者手帳所持者の状況

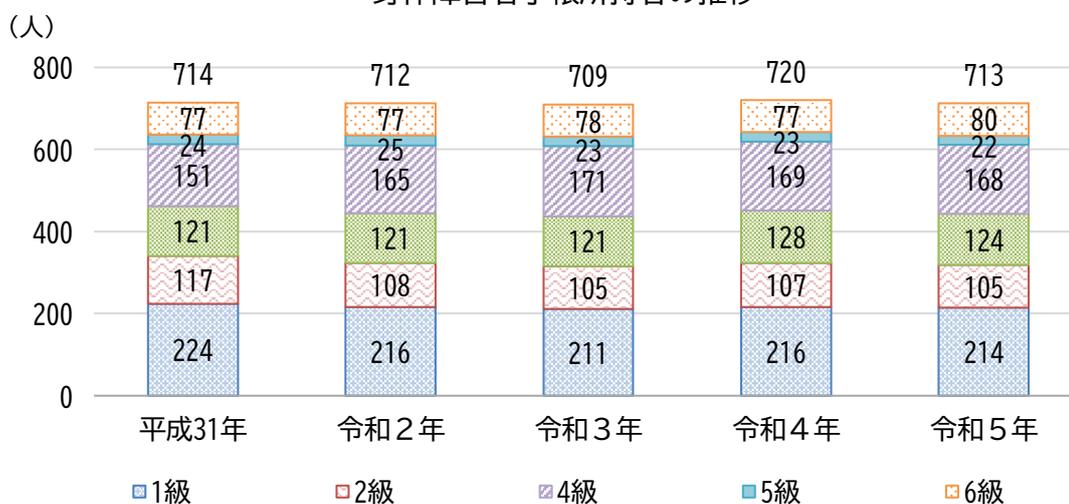
令和5年10月1日現在の身体障害者手帳所持者数は713人となっています。  
 等級別では、1級の重度障害者が214人となっており、全体の約3割を占めています。  
 障害種別では、肢体不自由が319人と最も多く、全体の約4割を占めています。

単位：人

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数		714	712	709	720	713
年代別	18歳未満	8	8	6	7	7
	18～64歳	111	107	106	97	91
	65歳以上	595	597	597	616	615
等級別	1級	224	216	211	216	214
	2級	117	108	105	107	105
	3級	121	121	121	128	124
	4級	151	165	171	169	168
	5級	24	25	23	23	22
	6級	77	77	78	77	80
障害種別	視覚障害	58	53	49	51	48
	聴覚平衡障害	109	112	116	116	119
	音声言語障害	5	5	5	6	6
	肢体不自由	339	336	332	328	319
	内部障害	203	206	207	219	221

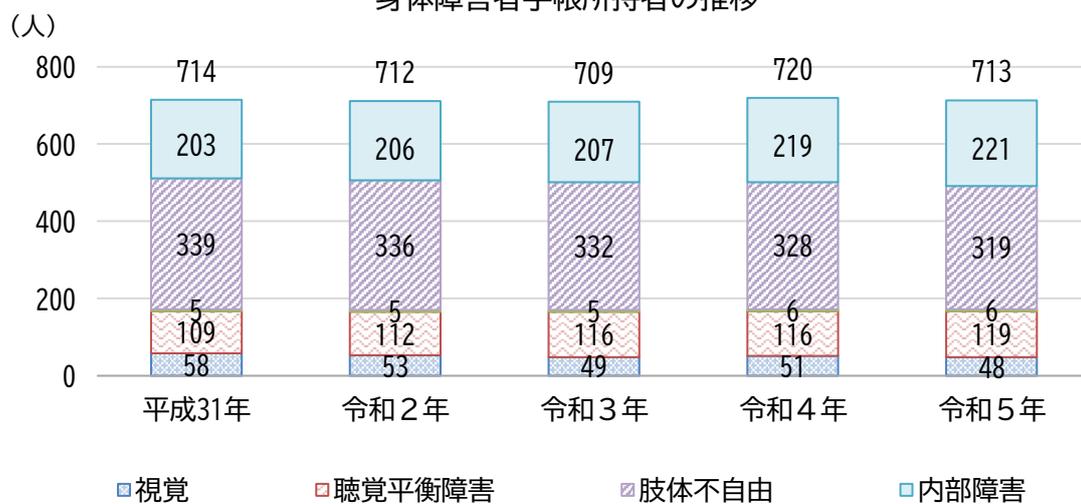
錦江町資料 各年10月1日現在

身体障害者手帳所持者の推移



錦江町資料 各年10月1日現在

### 身体障害者手帳所持者の推移



錦江町資料 各年10月1日現在

## 4 療育手帳所持者の状況

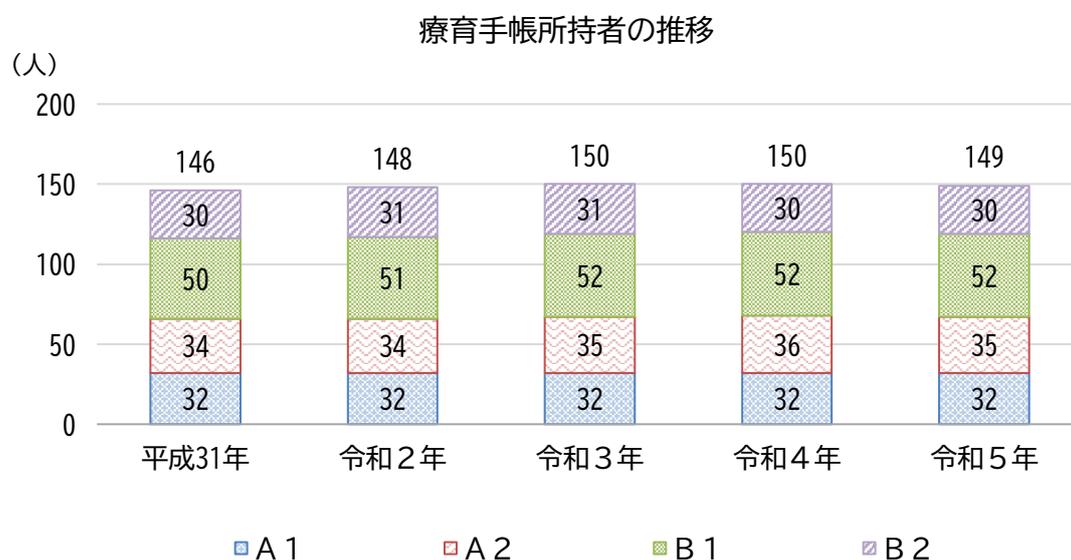
令和5年10月1日現在の療育手帳所持者数は149人で、近年においては一定で推移しています。

等級別では、B1が52人と最も多く、全体の約3割を占めています。

単位：人

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数		146	148	150	150	149
年代別	18歳未満	21	19	15	15	15
	18～64歳	91	92	95	94	92
	65歳以上	34	37	40	41	42
等級別	A1	32	32	32	32	32
	A2	34	34	35	36	35
	B1	50	51	52	52	52
	B2	30	31	31	30	30

錦江町資料 各年10月1日現在



錦江町資料 各年10月1日現在

## 5 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

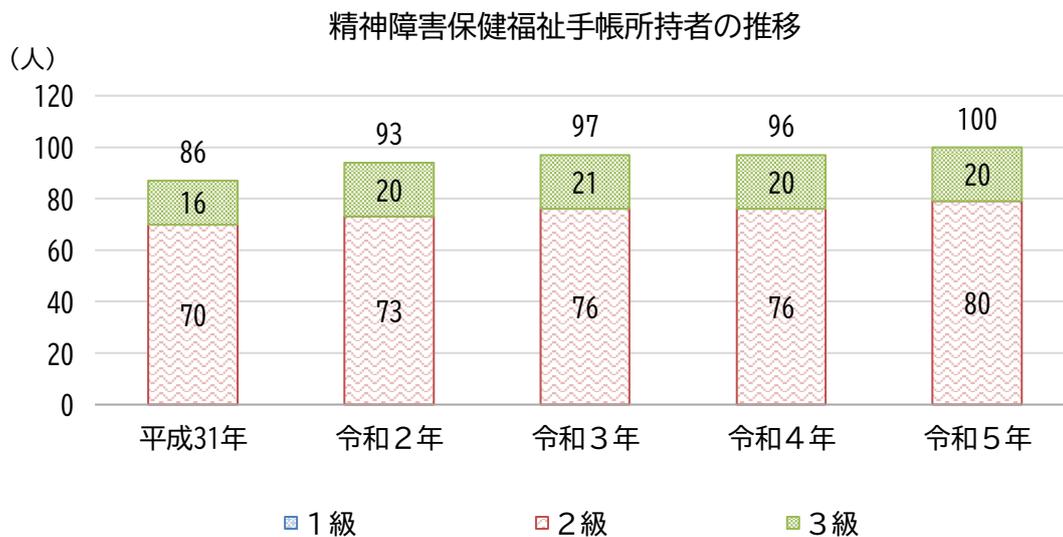
令和5年10月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は100人で、近年においては増加傾向で推移しています。

等級別では、2級が80人と最も多く、全体の8割を占めています。

単位：人

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数		86	93	97	96	100
年代別	18歳未満	0	3	3	3	3
	18～64歳	57	60	60	58	61
	65歳以上	29	30	34	35	36
等級別	1級	0	0	0	0	0
	2級	70	73	76	76	80
	3級	16	20	21	20	20

錦江町資料 各年10月1日現在



錦江町資料 各年4月1日現在

## 6 アンケート調査結果

### (1) 調査概要

#### ①調査の目的

令和6年度を初年度とする第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に向けて、住民の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進のための基礎資料としました。

#### ②調査時期

令和5年10月に実施

#### ③調査対象

錦江町に在住の身体手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者

#### ④調査方法

郵送による配布・回収

#### ⑤回収状況

配布件数	回収件数	回収率
646 件	282 件	43.7%

#### ⑥集計上の留意点

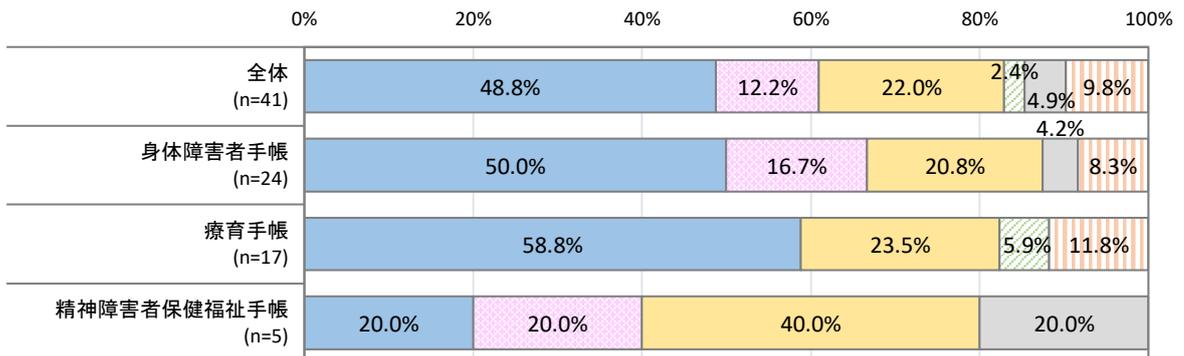
- ・グラフ中の「n=」は、母数となるサンプル数(回答者数)を示しています。
- ・集計結果は百分率で算出し、四捨五入の関係上、百分率の合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答の場合は、回答者実数より多くなっている場合があります。
- ・回答者が無い場合の設問では一部集計表・グラフを省いています。

## (2) 調査結果

Q あなたは今後3年以内に地域で生活したいと思いますか。(〇は1つだけ)

今後3年以内に地域で生活したいと思うかについては、「今のまま生活したい」48.8%が最も高く、次いで「家族と一緒に生活したい」22.0%、「グループホームなどを利用したい」12.2%となっています。

- 今のまま生活したい
- グループホームなどを利用したい
- 家族と一緒に生活したい
- 一般の住宅で一人暮らしをしたい
- その他
- 無回答

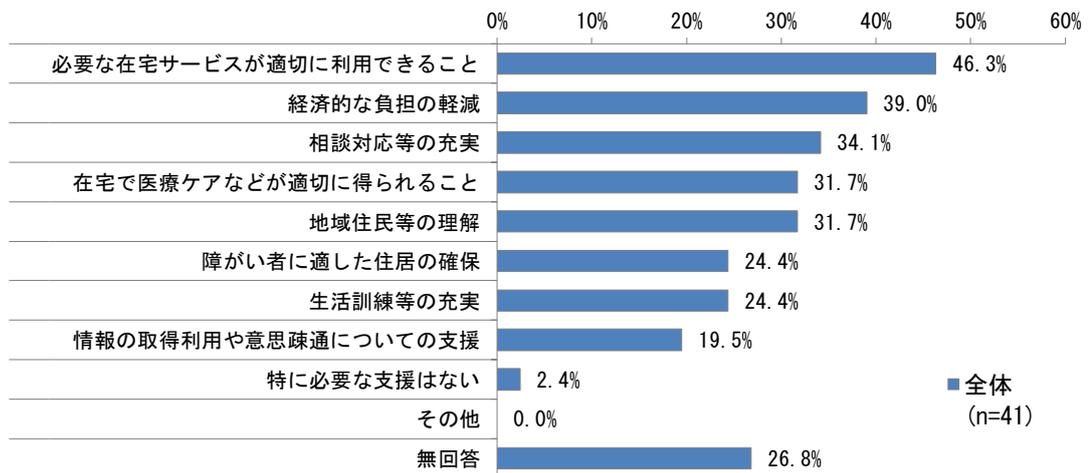


小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100%と一致しない場合がある		サンプル数	今のまま生活したい	グループホームなどを利用したい	家族と一緒に生活したい	一般の住宅で一人暮らしをしたい	その他	無回答
上段: 回答者数	下段: 構成比							
全体		41	20	5	9	1	2	4
		100.0%	48.8%	12.2%	22.0%	2.4%	4.9%	9.8%
性別	男性	18	10	1	4	0	0	3
		100.0%	55.6%	5.6%	22.2%	0.0%	0.0%	16.7%
	女性	23	10	4	5	1	2	1
		100.0%	43.5%	17.4%	21.7%	4.3%	8.7%	4.3%
無回答		0	0	0	0	0	0	0
		-	-	-	-	-	-	-
年齢別	0~5歳	0	0	0	0	0	0	0
		-	-	-	-	-	-	-
	6~11歳	0	0	0	0	0	0	0
		-	-	-	-	-	-	-
	12~17歳	0	0	0	0	0	0	0
		-	-	-	-	-	-	-
	18~29歳	2	2	0	0	0	0	0
		100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	30~39歳	5	1	0	2	1	0	1
		100.0%	20.0%	0.0%	40.0%	20.0%	0.0%	20.0%
	40~49歳	2	1	0	0	0	0	1
	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	
50~59歳	3	0	1	2	0	0	0	
	100.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	
60~69歳	9	6	1	1	0	1	0	
	100.0%	66.7%	11.1%	11.1%	0.0%	11.1%	0.0%	
70~79歳	7	4	1	2	0	0	0	
	100.0%	57.1%	14.3%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	
80歳以上	13	6	2	2	0	1	2	
	100.0%	46.2%	15.4%	15.4%	0.0%	7.7%	15.4%	
無回答		0	0	0	0	0	0	0
		-	-	-	-	-	-	-
地区別	大根占地区	23	9	4	6	1	2	1
		100.0%	39.1%	17.4%	26.1%	4.3%	8.7%	4.3%
	田代地区	4	1	1	1	0	0	1
	100.0%	25.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	25.0%	
無回答		14	10	0	2	0	0	2
		100.0%	71.4%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	14.3%
手帳種別	身体障害者手帳	24	12	4	5	0	1	2
		100.0%	50.0%	16.7%	20.8%	0.0%	4.2%	8.3%
	療育手帳	17	10	0	4	1	0	2
		100.0%	58.8%	0.0%	23.5%	5.9%	0.0%	11.8%
	精神障害者保健福祉手帳	5	1	1	2	0	1	0
	100.0%	20.0%	20.0%	40.0%	0.0%	20.0%	0.0%	
無回答		11	3	2	3	0	1	2
		100.0%	27.3%	18.2%	27.3%	0.0%	9.1%	18.2%

※『手帳種別』は複数回答のため、縦の合計は100%にはならない

Q 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。  
 (あてはまるものすべてに○)

地域で生活するために必要な支援については、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」46.3%が最も高く、次いで「経済的な負担の軽減」39.0%、「相談対応等の充実」34.1%となつています。

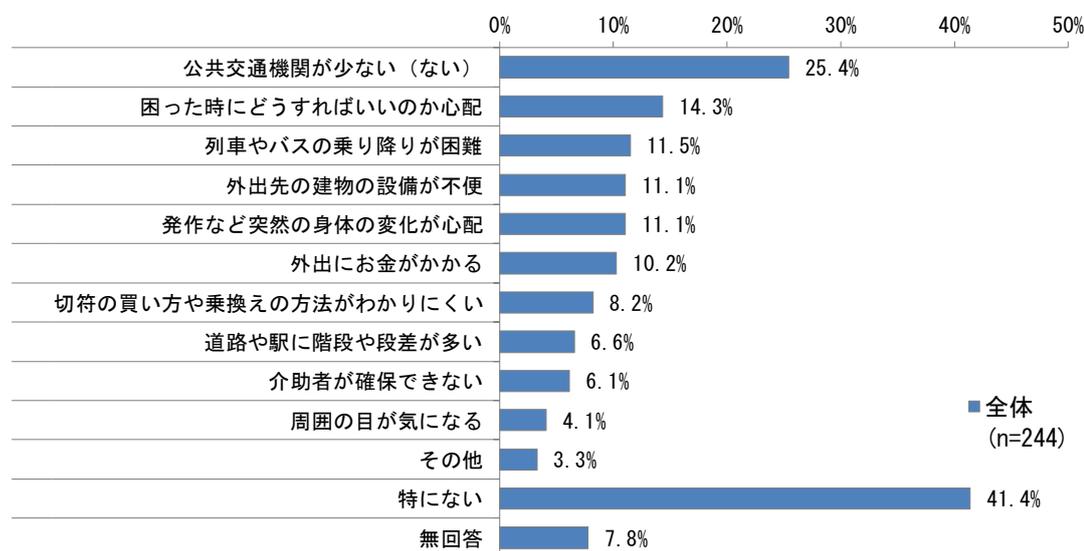


複数回答のため 合計は100%に ならない  上段: 回答者数 下段: 構成比  ■ 上位1項目	サ ン プ ル 数	とが	居	こ	生	経	相	地	援	情	そ	い	特	無
		在宅 適切に 医療ケ アなど が得ら れるこ と	障が いに 適した 住居	が必 要な 在宅サ ービス	活訓 練等 の充 実	済的 な負 担の 軽減	談対 応等 の充 実	域住 民等 の理 解	思疎 通に 取得 利用 の支 意	他	特に 必要 な支 援は な	回答		
全体	41	13 31.7%	10 24.4%	19 46.3%	10 24.4%	16 39.0%	14 34.1%	13 31.7%	8 19.5%	0 0.0%	1 2.4%	1 2.4%	11 26.8%	
性別														
男性	18	6 33.3%	6 33.3%	10 55.6%	6 33.3%	5 27.8%	7 38.9%	6 33.3%	6 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 22.2%	
女性	23	7 30.4%	4 17.4%	9 39.1%	4 17.4%	11 47.8%	7 30.4%	7 30.4%	2 8.7%	0 0.0%	1 4.3%	1 4.3%	7 30.4%	
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
年齢別														
0~5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6~11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12~17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18~29歳	2	0 0.0%	1 50.0%	2 100.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
30~39歳	5	2 40.0%	2 40.0%	1 20.0%	2 40.0%	1 20.0%	1 20.0%	1 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	
40~49歳	2	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	
50~59歳	3	0 0.0%	1 33.3%	2 66.7%	1 33.3%	2 66.7%	2 66.7%	2 66.7%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	
60~69歳	9	3 33.3%	2 22.2%	4 44.4%	3 33.3%	3 33.3%	4 44.4%	4 44.4%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 22.2%	
70~79歳	7	2 28.6%	0 0.0%	2 28.6%	0 0.0%	3 42.9%	1 14.3%	2 28.6%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	2 28.6%	
80歳以上	13	6 46.2%	3 23.1%	7 53.8%	3 23.1%	5 38.5%	5 38.5%	2 15.4%	2 15.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 30.8%	
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地区別														
大根占地区	23	5 21.7%	6 26.1%	10 43.5%	7 30.4%	10 43.5%	6 26.1%	5 21.7%	5 21.7%	0 0.0%	1 4.3%	1 4.3%	5 21.7%	
田代地区	4	2 50.0%	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	
無回答	14	6 42.9%	4 28.6%	7 50.0%	3 21.4%	5 35.7%	7 50.0%	8 57.1%	3 21.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 28.6%	
手帳種別														
身体障害者手帳	24	5 20.8%	4 16.7%	9 37.5%	6 25.0%	7 29.2%	6 25.0%	3 12.5%	5 20.8%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.2%	10 41.7%	
療育手帳	17	6 35.3%	5 29.4%	9 52.9%	3 17.6%	6 35.3%	7 41.2%	9 52.9%	5 29.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 23.5%	
精神障害者保健福祉手帳	5	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	2 40.0%	3 60.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
無回答	11	4 36.4%	3 27.3%	3 27.3%	4 36.4%	6 54.5%	4 36.4%	2 18.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 27.3%	

※『手帳種別』は複数回答のため、  
縦の合計は100%にはならない

Q 外出する時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

外出時に困ることについては、「特にない」41.4%が最も高く、次いで「公共交通機関が少ない(ない)」25.4%、「困った時にどうすればいいのか心配」14.3%となっています。

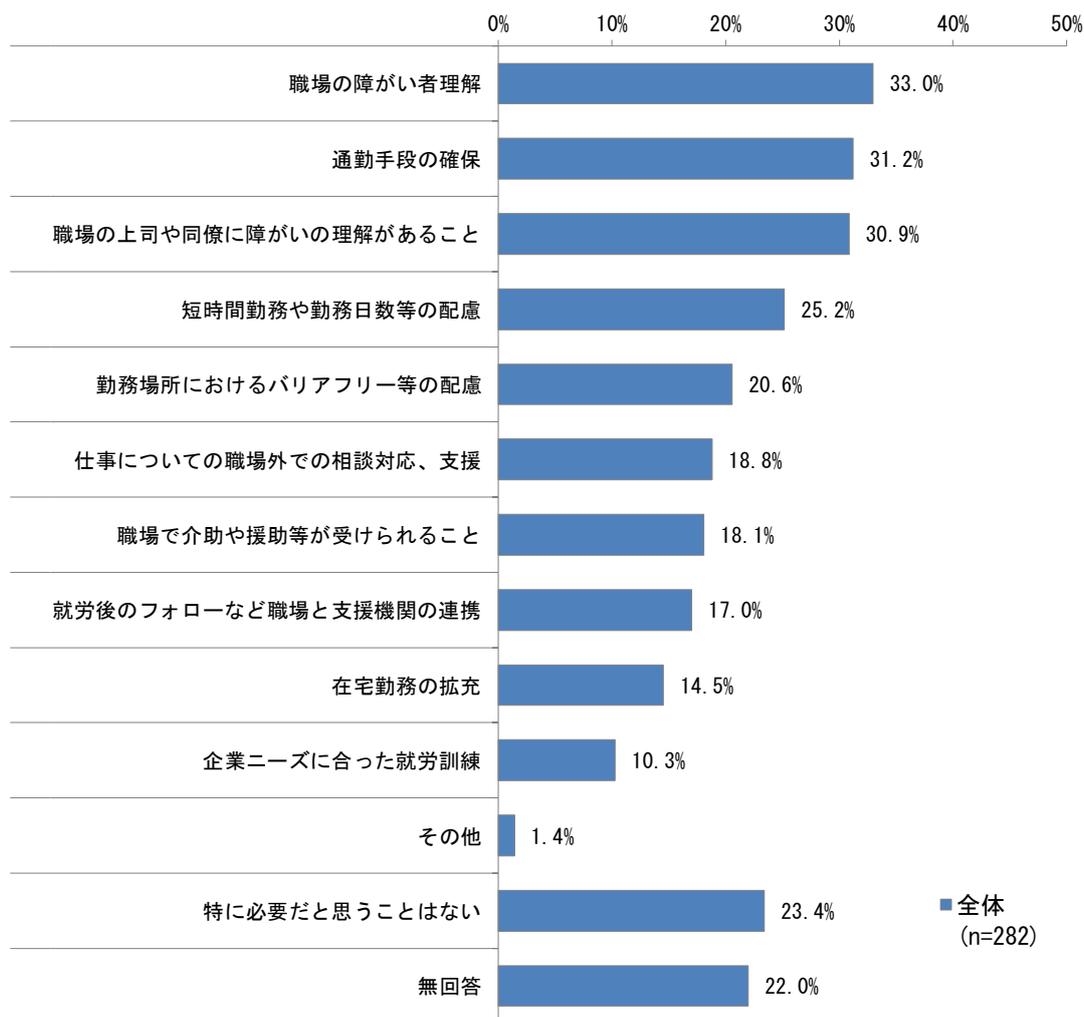


複数回答のため 合計は100%に ならない	サンプル数	公共交通機関が 少ない(ない)	列車やバスの 乗り降りが困難	道路や駅に 階段や段差が多い	切符の買い方や 乗換えの方法がわかりにくい	外出先建物の 設備が不便	介助者が確保 できない	外出にお金 がかかる	周囲の目が 気になる	発作など突然 の身体の変化が 心配	困った時に どうすればいい のか心配	その他	特にない	無回答	
															上段:回答者数
■ 上位1項目															
全体	244	62 25.4%	28 11.5%	16 6.6%	20 8.2%	27 11.1%	15 6.1%	25 10.2%	10 4.1%	27 11.1%	35 14.3%	8 3.3%	101 41.4%	19 7.8%	
性別	男性	135 23.0%	31 12.6%	17 5.9%	8 2.9%	12 8.9%	14 10.4%	13 9.6%	11 8.1%	5 3.7%	17 12.6%	20 14.8%	5 3.7%	58 43.0%	9 6.7%
	女性	104 29.8%	31 29.8%	11 10.6%	8 7.7%	8 7.7%	13 12.5%	2 1.9%	13 12.5%	5 4.8%	9 8.7%	15 14.4%	3 2.9%	41 39.4%	9 8.7%
	無回答	5 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 40.0%	1 20.0%
	無回答	5 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 40.0%	1 20.0%
年齢別	0~5歳	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	6~11歳	4 50.0%	2 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%
	12~17歳	3 66.7%	2 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	18~29歳	10 30.0%	3 20.0%	2 0.0%	0 50.0%	5 0.0%	0 10.0%	1 10.0%	1 10.0%	2 20.0%	1 10.0%	5 50.0%	0 0.0%	2 20.0%	0 0.0%
	30~39歳	12 58.3%	7 25.0%	3 8.3%	1 8.3%	1 8.3%	2 16.7%	1 8.3%	2 16.7%	1 8.3%	1 8.3%	5 41.7%	2 16.7%	3 25.0%	0 0.0%
	40~49歳	12 16.7%	2 8.3%	1 0.0%	0 8.3%	1 8.3%	1 8.3%	1 8.3%	0 0.0%	3 25.0%	0 0.0%	2 16.7%	0 0.0%	5 41.7%	1 8.3%
	50~59歳	15 40.0%	6 6.7%	1 13.3%	2 6.7%	1 6.7%	1 6.7%	1 6.7%	1 6.7%	1 6.7%	3 20.0%	2 13.3%	2 0.0%	5 33.3%	0 0.0%
	60~69歳	44 20.5%	9 6.8%	3 9.1%	4 6.8%	3 6.8%	5 11.4%	0 0.0%	4 9.1%	2 4.5%	6 13.6%	3 6.8%	0 0.0%	21 47.7%	4 9.1%
	70~79歳	67 17.9%	12 6.0%	4 4.5%	3 3.0%	2 3.0%	7 10.4%	3 4.5%	5 7.5%	0 0.0%	5 7.5%	3 4.5%	1 1.5%	35 52.2%	5 7.5%
	80歳以上	71 25.4%	18 18.3%	13 7.0%	5 8.5%	6 8.5%	9 12.7%	7 9.9%	9 12.7%	1 1.4%	10 14.1%	12 16.9%	3 4.2%	26 36.6%	7 9.9%
無回答	6 16.7%	1 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	3 50.0%	1 16.7%	
地区別	大根占地区	152 22.4%	34 11.8%	18 8.6%	13 5.9%	9 5.9%	23 15.1%	8 5.3%	16 10.5%	5 3.3%	18 11.8%	4 2.6%	64 42.1%	13 8.6%	
	田代地区	74 27.0%	20 9.5%	7 2.7%	2 9.5%	7 9.5%	4 5.4%	5 6.8%	9 12.2%	5 6.8%	7 9.5%	12 16.2%	3 4.1%	32 43.2%	3 4.1%
	無回答	18 44.4%	8 16.7%	3 5.6%	1 22.2%	4 22.2%	0 0.0%	2 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 11.1%	5 27.8%	1 5.6%	5 27.8%	3 16.7%
手帳種別	身体障害者手帳	181 21.5%	39 11.6%	21 6.6%	12 4.4%	8 4.4%	22 12.2%	10 5.5%	20 11.0%	4 2.2%	23 12.7%	18 9.9%	4 2.2%	80 44.2%	15 8.3%
	療育手帳	41 43.9%	18 22.0%	9 7.3%	3 29.3%	12 7.3%	3 7.3%	5 12.2%	4 9.8%	5 12.2%	6 14.6%	17 41.5%	3 7.3%	8 19.5%	2 4.9%
	精神障害者保健福祉手帳	19 42.1%	8 10.5%	2 10.5%	2 5.3%	1 5.3%	2 10.5%	1 5.3%	4 21.1%	2 10.5%	2 10.5%	3 15.8%	0 0.0%	7 36.8%	0 0.0%
	無回答	43 25.6%	11 7.0%	3 4.7%	2 7.0%	3 7.0%	3 7.0%	4 9.3%	6 14.0%	1 2.3%	5 11.6%	7 16.3%	2 4.7%	17 39.5%	6 14.0%

※『手帳種別』は複数回答のため、  
縦の合計は100%にはならない

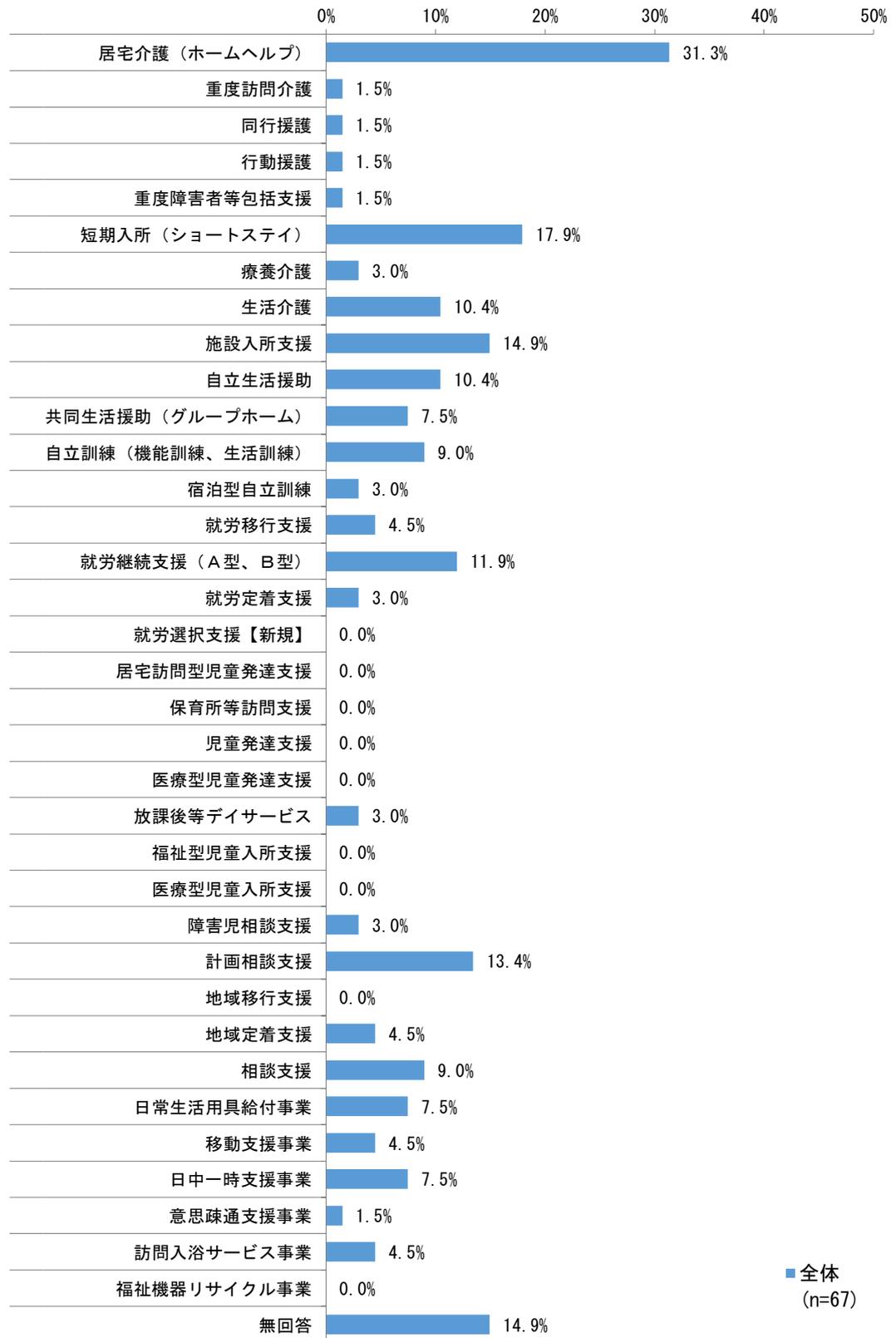
Q あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。  
 (あてはまるものすべてに○)

障がい者の就労支援として必要なことについては、「職場の障がい者理解」33.0%が最も高く、次いで「通勤手段の確保」31.2%、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」30.9%となっています。



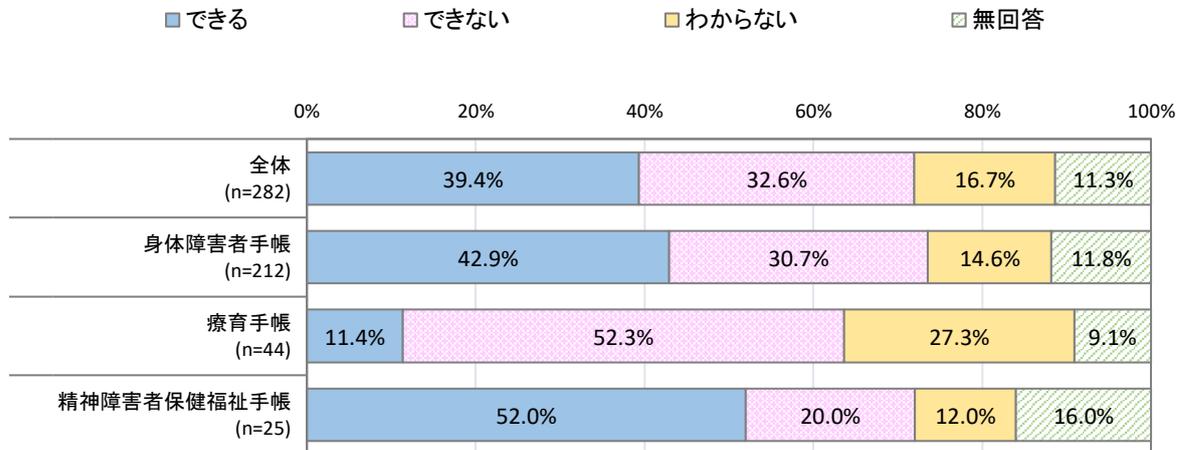
Q どのようなサービスを利用したいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

今後利用したいと思うサービスについては、「居宅介護（ホームヘルプ）」31.3%が最も高く、次いで「短期入所（ショートステイ）」17.9%、「施設入所支援」14.9%となっています。



Q あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)

災害時における一人での避難可否については、「できる」39.4%が最も高く、次いで「できない」32.6%、「わからない」16.7%となっています。

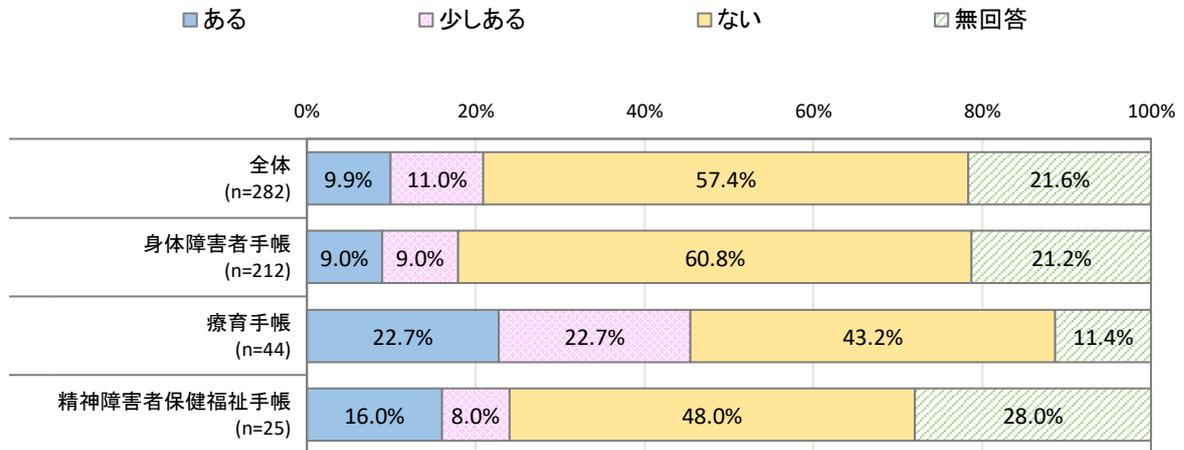


		サンプル数	できる	できない	わからない	無回答
<small>小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100%と一致しない場合がある</small> <small>上段: 回答者数</small> <small>下段: 構成比</small> <small>■ 上位1項目</small>						
全体		282	111	92	47	32
		100.0%	39.4%	32.6%	16.7%	11.3%
性別	男性	155	69	40	31	15
		100.0%	44.5%	25.8%	20.0%	9.7%
	女性	121	39	52	15	15
		100.0%	32.2%	43.0%	12.4%	12.4%
	無回答	6	3	0	1	2
		100.0%	50.0%	0.0%	16.7%	33.3%
年齢別	0~5歳	0	0	0	0	0
		-	-	-	-	-
	6~11歳	4	0	3	1	0
		100.0%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%
	12~17歳	3	1	1	1	0
		100.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%
	18~29歳	10	2	4	2	2
		100.0%	20.0%	40.0%	20.0%	20.0%
	30~39歳	13	4	4	5	0
		100.0%	30.8%	30.8%	38.5%	0.0%
	40~49歳	12	6	3	2	1
	100.0%	50.0%	25.0%	16.7%	8.3%	
50~59歳	16	6	6	3	1	
	100.0%	37.5%	37.5%	18.8%	6.3%	
60~69歳	49	22	13	6	8	
	100.0%	44.9%	26.5%	12.2%	16.3%	
70~79歳	79	43	17	11	8	
	100.0%	54.4%	21.5%	13.9%	10.1%	
80歳以上	89	24	40	15	10	
	100.0%	27.0%	44.9%	16.9%	11.2%	
	無回答	7	3	1	1	2
		100.0%	42.9%	14.3%	14.3%	28.6%
地区別	大根占地区	176	71	60	23	22
		100.0%	40.3%	34.1%	13.1%	12.5%
	田代地区	84	38	23	17	6
		100.0%	45.2%	27.4%	20.2%	7.1%
	無回答	22	2	9	7	4
		100.0%	9.1%	40.9%	31.8%	18.2%
手帳種別	身体障害者手帳	212	91	65	31	25
		100.0%	42.9%	30.7%	14.6%	11.8%
	療育手帳	44	5	23	12	4
		100.0%	11.4%	52.3%	27.3%	9.1%
	精神障害者保健福祉手帳	25	13	5	3	4
	100.0%	52.0%	20.0%	12.0%	16.0%	
	無回答	55	23	14	7	11
		100.0%	41.8%	25.5%	12.7%	20.0%

※『手帳種別』は複数回答のため、縦の合計は100%にはならない

Q あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。（○は1つだけ）

障がいによる差別等の経験については、「ない」57.4%が最も高く、次いで「少しある」11.0%、「ある」9.9%となっています。

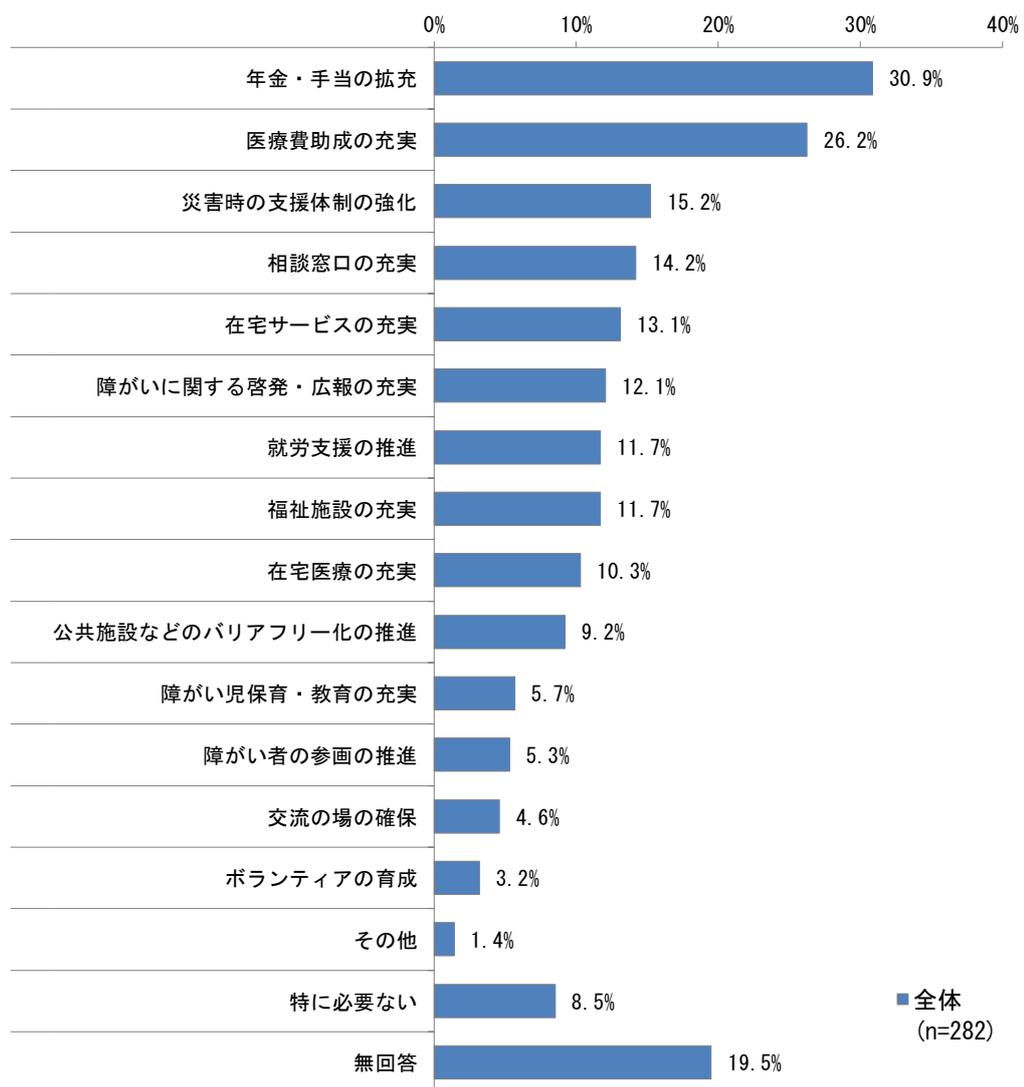


小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100%と一致しない場合がある		サンプル数	ある	少しある	ない	無回答
上段: 回答者数 下段: 構成比						
■ 上位1項目						
全体		282	28	31	162	61
		100.0%	9.9%	11.0%	57.4%	21.6%
性別	男性	155	16	20	87	32
		100.0%	10.3%	12.9%	56.1%	20.6%
	女性	121	11	11	71	28
		100.0%	9.1%	9.1%	58.7%	23.1%
	無回答	6	1	0	4	1
		100.0%	16.7%	0.0%	66.7%	16.7%
年齢別	0~5歳	0	0	0	0	0
		-	-	-	-	-
	6~11歳	4	2	0	2	0
		100.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%
	12~17歳	3	1	1	1	0
		100.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%
	18~29歳	10	3	2	3	2
		100.0%	30.0%	20.0%	30.0%	20.0%
	30~39歳	13	2	2	8	1
		100.0%	15.4%	15.4%	61.5%	7.7%
	40~49歳	12	2	2	7	1
	100.0%	16.7%	16.7%	58.3%	8.3%	
50~59歳	16	2	2	8	4	
	100.0%	12.5%	12.5%	50.0%	25.0%	
60~69歳	49	5	6	29	9	
	100.0%	10.2%	12.2%	59.2%	18.4%	
70~79歳	79	3	9	50	17	
	100.0%	3.8%	11.4%	63.3%	21.5%	
80歳以上	89	7	7	50	25	
	100.0%	7.9%	7.9%	56.2%	28.1%	
	無回答	7	1	0	4	2
		100.0%	14.3%	0.0%	57.1%	28.6%
地区別	大根占地区	176	15	20	102	39
		100.0%	8.5%	11.4%	58.0%	22.2%
	田代地区	84	10	8	48	18
	100.0%	11.9%	9.5%	57.1%	21.4%	
	無回答	22	3	3	12	4
		100.0%	13.6%	13.6%	54.5%	18.2%
手帳種別	身体障害者手帳	212	19	19	129	45
		100.0%	9.0%	9.0%	60.8%	21.2%
	療育手帳	44	10	10	19	5
		100.0%	22.7%	22.7%	43.2%	11.4%
精神障害者保健福祉手帳	25	4	2	12	7	
	100.0%	16.0%	8.0%	48.0%	28.0%	
	無回答	55	3	5	26	21
		100.0%	5.5%	9.1%	47.3%	38.2%

※『手帳種別』は複数回答のため、縦の合計は100%にはならない

Q 錦江町内に居住されていて、障がいや病気のある方が安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進に向けて、どのようなことが必要だと思いますか。（主なもの3つまで〇）

障がいや病気のある方が安心して暮らせるまちづくりの推進に向けて、必要なことについては、「年金・手当の拡充」30.9%が最も高く、次いで「医療費助成の充実」26.2%、「災害時の支援体制の強化」15.2%となっています。



## 第3章 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画

### 1 障害福祉計画と障害児福祉計画について

本項目では、国が定める基本指針に即して、令和8年度の数値目標を設定します。加えて、数値目標及びこれまでの実績等を踏まえた上で、令和6年度から令和8年度までの3か年における障害福祉サービス等の見込量を定め、本町におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ります。

### 2 数値目標と見込量設定の視点

#### (1) 障害のある人の意思の尊重

障害のある人が自らの意思により判断し、また、障害のある人の家族等が障害のある人の意思を尊重してサービスの利用ができる相談支援体制の整備を図ります。

#### (2) 地域生活の充実

住み慣れた地域で生活することを望む障害のある人が、施設から地域生活へ移行し、継続して地域生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点の設置を進めるとともに、地域移行支援、地域定着支援等の提供体制の整備を図ります。

#### (3) 一般就労の推進

障害のある人が障害のない人と同じように就労し、障害のある人の自己実現や社会参加を支援するため、福祉施設での就労から企業等での一般就労への移行を推進します。

#### (4) 障害のある子どもに対するサービス提供体制の構築

障害のある子どもが地域で必要なサービスを利用できるよう、児童発達支援センター及び障害児福祉サービス事業所との連携を強化し、サービス提供体制の充実を図ります。また、地域におけるインクルージョンの推進を図るために、家庭、福祉、医療、教育、保健等関係機関が連携し、就労を含めた縦と横の切れ目ない支援を展開して、本人や家族に寄り添った相談支援体制の整備を図ります。

### 3 障害福祉サービスの体系

障害者総合支援法	自立支援給付	訪問系サービス	○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○重度障害者等包括支援	
		日中活動系サービス	○生活介護 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○就労移行支援 ○就労継続支援（A型・B型） ○就労定着支援 ○療養介護 ○就労選択支援 ○短期入所（ショートステイ）	
		居住系サービス	○自立生活援助 ○共同生活援助（グループホーム） ○施設入所支援	
		相談支援	○計画相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援	
		自立支援医療	○更生医療 ○育成医療 ○精神通院医療	
		補装具	車いす、義手、義足、補聴器等	
		地域生活支援事業	必須事業	○理解促進研修・啓発事業 ○自発的活動支援事業 ○相談支援事業 ○成年後見制度利用支援事業 ○成年後見制度法人後見支援事業 ○意思疎通支援事業 ○日常生活用具給付等事業 ○手話奉仕員養成研修事業 ○移動支援事業 ○地域活動支援センター事業
	任意事業		○訪問入浴サービス事業 ○日中一時支援事業 ○その他事業	
	児童福祉法	障害児通所支援		○児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援 ○居宅訪問型児童発達支援
		障害児相談支援		○障害児相談支援 ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置

## 4 障害福祉サービスに関する数値目標

障害者等への自立支援の観点から、入所から地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、国の基本方針及び県の考え方にに基づき、本町の実情を踏まえて数値目標を設定します。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者のうち、自立訓練事業等を通じて、グループホームや一般住宅等、地域生活に移行する方の目標値を設定します。

国の基本指針	①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ②令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
本町の目標	①令和4年度末時点の施設入所者の6.0%以上が地域生活へ移行することを目指します。 ②施設入所者数を令和4年度末時点から5.0%以上削減することを目指します。
実績値	①令和4年度末時点の施設入所者数 33人
目標値 (令和8年度末)	①地域生活移行者数 2人(6.1%移行) ②施設入所者の削減数 2人(6.1%削減) (令和8年度末)

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	(都道府県が設定する数値目標) ①精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。 ②精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数の減少。 ③令和8年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、6か月時点での退院率を84.5%、1年時点の退院率を91%以上とすることを基本とする。
本町の目標	精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、肝属地区障害者自立支援協議会の協議の場において、保健、医療、福祉等の関係者による協議を行い、その推進を図ります。

### (3) 地域生活支援の充実

障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点等の整備を図ります。

<p>国の基本指針</p>	<p>①令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備し、コーディネーターを配置するなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、その機能の充実のため、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>②強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況やニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>
<p>本町の目標</p>	<p>①障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、相談、緊急時の受入対応体制の確保、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの機能を備えた地域生活拠点等の整備を肝属地区2市4町で進めます。また、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などを推進し、年1回以上の検証及び検討をします。</p> <p>②強度行動障害を有する方の支援ニーズを把握に努め、地域の関係機関と連携し支援体制の整備を図ります。</p>
<p>目標値 (令和8年度末)</p>	<p>①地域生活支援拠点等の整備数 <u>1箇所(広域設置)</u></p> <p>②地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数 <u>1人</u></p> <p>③地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討の場の開催回数 <u>年1回以上</u></p> <p>④本町または圏域における強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備 <u>有(支援体制についての協議を実施)</u></p>

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する方の目標値を設定します。

<p>国の基本指針</p>	<p>①福祉施設利用者のうち、令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p> <p>②就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和8年度中に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。</p> <p>③就労継続支援A型事業については、令和8年度中の一般就労への移行者数を令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指すこととする。</p> <p>④就労継続支援B型事業については、令和8年度中の一般就労への移行者数を令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指すこととする。</p> <p>⑤就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。更に、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。加えて、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。</p>
<p>本町の目標</p>	<p>地域の企業や公共職業安定所などの関係機関と連携して、雇用先の確保や働き続けるための支援に取り組みます。また、就労アセスメントの活用について情報共有を図ります。</p>
<p>実績値 (令和3年度)</p>	<p>①福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等から一般就労への移行者数 (a) <u>0人</u></p> <p>② (a) のうち就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数 <u>0人</u></p> <p>③ (a) のうち就労継続支援A型事業から一般就労移行者数 <u>0人</u></p> <p>④ (a) のうち就労継続支援B型事業から一般就労移行者数 <u>0人</u></p> <p>⑤就労定着支援事業の利用者数 <u>1人</u></p>
<p>目標値 (令和8年度末)</p>	<p>①福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等から一般就労への移行者数 (b) <u>1人</u></p> <p>② (b) のうち就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数 <u>0人</u></p> <p>③ (b) のうち就労継続支援A型事業から一般就労移行者数 <u>1人</u></p> <p>④ (b) のうち就労継続支援B型事業から一般就労移行者数 <u>0人</u></p> <p>⑤就労定着支援事業の利用者数 <u>2人</u></p> <p>⑥就労移行支援事業所のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数 <u>本町には当該事業所がないため設定しない</u></p> <p>⑦就労定着率7割以上の就労定着支援事業所数 <u>本町には当該事業所がないため設定しない</u></p>

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児の健やかな育成のために、障害児支援の提供体制の確保を図ります。

### ①児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

<p>国の基本指針</p>	<p>児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。なお、地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。</p> <p>また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p>
<p>本町の目標</p>	<p>①国の指針に沿って、広域（肝属地区2市4町）にて設置済みです。 ②令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を目指します。</p>
<p>目標値 (令和8年度末)</p>	<p>①児童発達支援センターの設置数 <u>1箇所（広域で設置済み）</u> ②障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築 <u>有</u></p>

### ②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

<p>国の基本指針</p>	<p>令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。</p>
<p>本町の目標</p>	<p>①令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保を目指します。 ②令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保を目指します。</p>
<p>目標値 (令和8年度末)</p>	<p>①主に重症児を支援する児童発達支援事業所の数 <u>1箇所（広域で確保済み）</u> ②主に重症児を支援する放課後等デイサービス事業所の数 <u>1箇所（広域で確保済み）</u></p>

### ③医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針	各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
本町の目標	①「医療的ケア児支援のための協議の場」を設置し、医療的ケア児等が適正な医療、保育、教育、発達支援等の支援を受けられるよう、関係機関等との協議を行います。 ②医療的ケア児等コーディネーターを配置し、関係機関等と連携を図り支援体制の確保に努めます。
目標値 (令和8年度末)	①医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置 有（広域設置済み） ②医療的ケア児に関するコーディネーターの配置人数 2人（広域配置済み）

### （6）相談支援体制の充実・強化等

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援が実施できるよう努めます。

国の基本指針	相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。  また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。
本町の目標	①地域の相談支援体制の強化を図るため、肝属地区障害者基幹相談支援センターが中心となって指定特定相談支援事業所に対する指導・助言などを実施します。 ②肝属地区障害者自立支援協議会の相談支援部会と連携し、個別事例の検討を実施するための体制を確保します。
目標値 (令和8年度末)	①基幹相談支援センターの設置 有 ②協議会における個別事例検討の実施体制の確保 有

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本方針	令和8年度末までに、各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
本町の目標	令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを目指します。 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への職員の参加や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制を整え、サービスの質の向上を図ります。
目標値 (令和8年度末)	①障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築 有

## 5 障害福祉サービスの利用実績と量の見込み

令和8年度における目標値を達成できるように、令和6年度から令和8年度までの指定障害福祉サービス等の種類ごとの見込量及び見込量確保のための方策を、国の基本指針及び前期計画の実績並びに本町の実情を踏まえて設定します。

### (1) 訪問系サービス

区 分	内 容
居宅介護	障害者・障害児を対象に、家庭にヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事の身体介護や掃除等の家事援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常時介護を必要とする人を対象に、家庭にヘルパーを派遣して食事や排せつの身体介護、掃除等の家事援助、コミュニケーション支援の他、外出時における移動介護等を総合的に提供するサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に対し、外出時等において、その障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する者につき、行動する際に生じる危険を回避するために、必要な援護、外出における移動中の介護等を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	障害支援区分6に該当する者のうち、意思の疎通が困難な重度の障害者を対象に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

### 【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

#### ①利用第6期計画と実績

単位：1月あたりの延べ利用時間数・人数

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護	人	9	8	10	10	11	11
	時間	135	153	150	164	165	181
重度訪問介護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
同行援護	人	1	1	1	1	1	2
	時間	10	2	10	11	10	23
行動援護	人	1	1	1	1	1	1
	時間	6	4	6	3	6	3
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は見込量

## ②第7期計画におけるサービス量の見込み

区 分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (人)	延べ時間 (時間)	利用者数 (人)	延べ時間 (時間)	利用者数 (人)	延べ時間 (時間)
居宅介護	11	190	12	207	13	224
重度訪問介護	0	0	0	0	0	0
同行援護	1	9	1	9	1	9
行動援護	1	3	1	3	1	3
重度障害者等包括 支援	0	0	0	0	0	0

### 【見込量設定の考え方】

これまでの利用実績、現利用者数、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。また、地域生活への移行により訪問系サービスの利用が増加することが見込まれます。

### 【見込量対応のための方策】

障害のある人の増加や介護者の高齢化を見据え、引き続きサービス提供事業者に対し、情報提供を行い、サービスの供給体制と量の確保を促すとともに、専門的な人材確保・育成やサービスの質的向上を目指し、支援体制の強化を図ります。

## (2) 日中活動系サービス

### 【サービスの概要】

区 分	内 容
生活介護	常時介護を必要とする障害者で、障害支援区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）である方に対し、施設等で入浴、排せつ、食事の介助や創作的活動、生産活動の機会等を提供するサービスです。
自立訓練（機能訓練）	地域で生活ができるようにすることを目的に、身体機能や生活能力の維持・向上を図る目的で一定の支援が必要な障害者を対象に一定期間（基本は18か月）のプログラムに基づき、身体機能・生活機能の向上のために必要な訓練等を提供します。
自立訓練（生活訓練）	地域での生活を送るうえで、生活能力の維持・向上を図る目的で一定の支援を必要とする障害者を対象に、一定期間（基本は24か月）のプログラムに基づき、地域での生活を営むうえでの必要な訓練等を提供するサービスです。
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害者で、実習や職場探しを通じて適正に合った職場へ一般就労が見込まれる人に対して、一定期間（基本は24か月）のプログラムに基づき、生産活動・職場体験などの活動の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談支援などを行います。
就労継続支援A型（雇成型）	就労移行支援事業を利用して一般企業での雇用に結びつかなかった方、特別支援学校を卒業後に就職活動しても雇用に結びつかなかった方等を対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供します。
就労継続支援B型（非雇成型）	年齢や体力の面から就労が困難な障害者、就労移行支援事業等を利用して雇用に結びつかなかった障害者を対象に、就労の機会を提供し、生産活動その他の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境の変化等により生活面の課題が生じている人に対して、課題を把握するとともに、企業や関係機関等への連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障害者に対して、主に昼間に病院や施設での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、日常生活上のサービスを提供します。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護を行う人が病気などの理由により介助ができなくなった場合、支援を必要とする障害者・障害児を施設に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事の介護など必要な介護を行うサービスです。障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院等において実施する「医療型」があります。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

①利用第6期計画と実績

単位：1月あたりの延べ利用日数・人数

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	人	43	42	45	40	47	36
	人日	860	897	900	852	940	764
自立訓練 （機能訓練）	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	人	1	0	2	0	3	0
	人日	14	0	28	0	42	0
就労移行支援	人	2	1	3	0	3	1
	人日	32	9	48	0	48	13
就労継続支援 A型	人	6	6	6	5	7	5
	人日	120	103	120	90	140	92
就労継続支援 B型	人	30	30	32	35	34	37
	人日	540	545	576	605	612	673
就労定着支援	人	1	1	1	1	1	1
療養介護	人	5	4	5	4	5	4
短期入所 （福祉型）	人	5	3	6	3	6	4
	人日	30	12	36	12	36	16
短期入所 （医療型）	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は見込量

## ②第7期計画におけるサービス量の見込み

区 分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (人)	延べ利用日数 (人日)	利用者数 (人)	延べ利用日数 (人日)	利用者数 (人)	延べ利用日数 (人日)
生活介護	40	853	40	853	40	853
うち、重度障害者	1		1		1	
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	1	14	1	14	1	14
就労選択支援	0		2		2	
就労移行支援	1	11	1	11	1	11
就労継続支援A型	5	88	5	88	5	88
就労継続支援B型	37	664	38	682	39	700
就労定着支援	1		1		2	
療養介護	4		4		4	
短期入所（福祉型）	3	13	3	13	3	13
うち、重度障害者	0		0		0	
短期入所（医療型）	0	0	0	0	0	0
うち、重度障害者	0		0		0	

### 【見込量設定の考え方】

利用実績、現利用者数、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、横ばいもしくは増加傾向で利用者数及び量の見込みを設定します。

### 【見込量対応のための方策】

障害のある人が自ら望む日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々のニーズや実態に応じたサービスの提供及び質の充実を図るとともに、新たなサービス事業者の参入についても支援します。

また、就労系サービスについては、就労継続支援等の従来の支援に加えなど、本人の希望を尊重した多様な就労支援に努めます。

### (3) 居住系サービス

#### 【サービスの概要】

区 分	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用して、一人暮らしを希望する方に対して、一定期間定期的に利用者の居宅を訪問して生活状態を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居において、主として夜間に、相談のほか、個々のニーズに応じて入浴、排せつ、食事等の介護など、必要な日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	夜間での介護を必要とする障害者や、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援を利用している障害者の中で単身の生活が困難である方、又は、様々な事情により通所が困難な方を対象に、夜間における居住の場を提供し、入浴や食事等の日常生活上の世話をを行うサービスです。

#### 【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

##### ①利用第6期計画と実績

単位：1月あたりの利用人数

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自立生活援助	人	1	0	1	0	1	0
共同生活援助	人	17	15	18	17	18	16
施設入所支援	人	35	33	35	33	35	30

※令和5年度の実績は見込量

##### ②第7期計画におけるサービス量の見込み

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用者数(人)	利用者数(人)	利用者数(人)
自立生活援助	計画値	0	0	0
共同生活援助	計画値	16	16	16
うち、重度障害者	計画値	0	0	0
施設入所支援	計画値	33	32	31

#### 【見込量設定の考え方】

これまでの利用実績、現利用者数を勘案し、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）は横ばい、施設入所支援は減少傾向で見込量を設定します。

**【見込量対応のための方策】**

今後も事業者との連携の下、提供体制の確保に努めます。また、地域生活への移行に向けて、引き続き福祉施設等の支援に係るニーズの把握に努め、関係団体や事業者との連携・調整を図り、地域生活支援拠点の整備を推進します。

## (4) 相談支援

### 【サービスの概要】

区 分	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後においてサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。計画策定にあたっては、各種サービスを組み合わせながら、その人らしく日常生活や社会生活を営めるよう支援していきます。
地域移行支援	障害者施設に入所している障害者や入院している精神障害者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に対する相談や緊急訪問・対応等を行います。

### 【サービスの利用実績及び見込量（年当たり）】

#### ①利用第6期計画と実績

単位：1月あたりの利用人数

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	人	16	20	17	21	18	20
地域移行支援	人	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	人	1	0	1	0	1	0

#### ②第7期計画におけるサービス量の見込み

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
計画相談支援	計画値	20	21	22
地域移行支援	計画値	0	0	0
地域定着支援	計画値	0	0	0

### 【見込量設定の考え方】

相談支援については、利用実績の推移をもとに、見込み量を設定します。

施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、新たな利用意向に対応できるよう、見込量を設定します。

### 【見込量対応のための方策】

計画相談支援の見込量については、増加傾向で見込んでいます。

今後も事業者との連携の下、障害のある人の地域生活を支える相談体制や地域移行・定着に向けた支援体制の整備を行うとともに、サービス提供体制の確保に努めます。

## (5) 障害児通所支援等

### 【サービスの概要】

区 分	内 容
児童発達支援	身体障害や知的障害、精神障害のある未就学児を対象に、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	身体障害や知的障害、精神障害のある就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練等を継続的に提供することにより、自立の促進と放課後の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所やその他の児童が集団生活を営む施設に通う障害児を対象に、その児に指導経験のある児童指導員・保育士等が当該施設を訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対して、障害児以外の子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害があり、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスなどの支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

### 【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

#### ①利用第2期計画と実績

単位：1月あたりの延べ利用日数・人数

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
児童発達支援	人	8	7	8	6	8	3
	人日	32	28	32	24	32	14
放課後等 デイサービス	人	13	6	14	7	15	10
	人日	104	33	112	52	120	69
保育所等 訪問支援	人	2	0	2	1	2	1
	人日	4	0	4	1	4	1
居宅訪問型 児童発達支援	人	1	0	1	0	1	0
	人日	1	0	1	0	1	0

## ②第3期計画におけるサービス量の見込み

区 分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (人)	延べ利用日数 (人日)	実利用者数 (人)	延べ利用日数 (人日)	実利用者数 (人)	延べ利用日数 (人日)
児童発達支援	6	27	6	27	6	27
放課後等デイサービス	10	70	11	77	12	84
保育所等訪問支援	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0

### 【見込量設定の考え方】

放課後等デイサービスは、今後も対象となる子どもの増加に伴い、増加傾向で見込量を設定しています。児童発達支援、保育所等訪問支援は横ばいで見込量を設定します。

### 【見込量対応のための方策】

障害児の発達を支援する観点から、乳幼児期から学校卒業までのライフステージにおいて適切な支援を提供できるよう、障害のある子どもの家庭のサポートの視点に立った、切れ目のない一貫した支援体制の構築を目指します。

## (6) 障害児相談支援

### ①障害児相談支援

#### 【サービスの概要】

区 分	内 容
障害児相談支援	障害児通所支援を申請した子どもについて、障害児支援利用計画案を作成し、サービス支給決定後に、サービス事業所との連絡調整、障害児支援利用計画の作成、障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）などを行います。

#### 【サービスの利用実績及び見込量（年当たり）】

##### ①利用第2期計画と実績

単位：1月あたりの利用人数

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
障害児相談支援	人	5	4	5	3	5	4

※令和5年度の実績は見込量

##### ②第3期計画におけるサービス量の見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
障害児相談支援	4	4	4

#### 【見込量設定の考え方】

これまでの利用実績、現利用者数を勘案して、横ばい傾向で見込量を設定します。

#### 【見込量対応のための方策】

子育てや保育、教育等の関係する機関等や障害福祉サービスを提供する事業者との連携を図り、支援が必要な児童の障害の特性や成長段階に応じて適切なサービスが提供できるように人材の育成や支援の質的向上に努めます。

## ②医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

### 【概要】

区 分	内 容
医療的ケア児等コーディネーターの配置	医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関係機関との連携や各種サービスの調整を行うコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、医療的ケア児等及びその家族が地域で安心して暮らせるよう支援します。

### 【実績及び見込量（年当たり）】

#### ①利用第2期計画と実績

単位：配置人数

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	1	1	1	1	1	2

※広域配置済み

#### ②第3期計画におけるサービス量の見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	配置人数（人）	配置人数（人）	配置人数（人）
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	2	2	2

※広域配置済み

### 【見込量設定の考え方】

医療的ケア児等が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、関係機関との連携・調整を図るコーディネーターを継続的に配置するため見込量を設定します。

### 【見込量対応のための方策】

県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修について相談支援事業所等に周知・受講勧奨を行い、配置の促進を行います。

## (7) 発達障害者等に対する支援

### 【概要】

区 分	内 容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム	ペアレントトレーニングは、発達障害などの子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムになります。 ペアレントプログラムは、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムになります。
ペアレントメンター	ペアレントメンターは、自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことに なります。
ピアサポート	ピアサポートは、「ピア」とは仲間を意味し、「サポート」とは支援することを意味します。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のことに なります。

### 【実績及び見込量（年当たり）】

#### ①第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等受講者数	人	0	0	1	0	1	0
ペアレントメンターの人数	人	-	0	-	0	-	0
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	1	0	1	0

※令和5年度の実績は見込量

#### ②第7期計画におけるサービス量の見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等受講者数	1	1	2
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等実施者数	0	0	0
ペアレントメンターの人数	0	0	0
ピアサポートの活動への参加	0	0	1

### 【見込量対応のための方策】

発達障害の早期発見・早期対応のために、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、支援体制の確保を図ります。

## (8) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【実績及び見込量（年当たり）】

#### ①第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	-	2	-	2	-	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	-	17	-	19	-	20
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	-	2	-	2	-	2
精神障害者の地域移行支援の利用人数	人	-	0	-	0	-	0
精神障害者の地域定着支援の利用人数	人	-	0	-	0	-	0
精神障害者の共同生活援助の利用人数	人	-	4	-	4	-	3
精神障害者の自立生活援助の利用人数	人	-	0	-	3	-	0

※令和5年度の実績は見込量

#### ②第7期計画におけるサービス量の見込み

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回）	計画値	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）	計画値	20	21	22
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回）	計画値	2	2	2
精神障害者の地域移行支援の利用人数（人）	計画値	0	0	0
精神障害者の地域定着支援の利用人数（人）	計画値	0	0	0
精神障害者の共同生活援助の利用人数（人）	計画値	4	4	4
精神障害者の自立生活援助の利用人数（人）	計画値	1	1	1
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用人数	計画値	0	0	0

#### 【見込量対応のための方策】

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、自立支援協議会における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議の場」の推進に向けて、保健・医療・福祉の連携体制の構築を図ります。

## (9) 相談支援体制の充実・強化等

### 【実績及び見込量（年当たり）】

#### ①第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
基幹相談支援センターの設置数	箇所	-	1	-	1	-	1

※令和5年度の実績は見込量

#### ②第7期計画におけるサービス量の見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置数（箇所）	1	1	1
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（件）	1	1	1
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数（件）	2	2	2
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回）	6	6	6
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数（回）	2	2	2
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数（人）	1	1	1
協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善			
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（回）	6	6	6
相談支援事業の参加事業者・機関数（事業者数）	18	18	18
協議会の専門部会の設置数（部会）	2	2	2
協議会の専門部会の実施回数（回）	2	2	2

### 【見込量対応のための方策】

地域における相談支援体制の充実・強化を図るため、地域の相談支援事業者に対し専門的な指導・助言及び人材育成等を実施します。また、地域の相談機関との連携を強化し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援の強化に向けた体制を整備するとともに、個別事例を通じ地域のサービス基盤の開発・改善等の検討を行います。

(10) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【実績及び見込量（年当たり）】

①第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数	人	-	2	-	2	-	2
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有無	-	有	-	有	-	有
（共有する体制が有の場合）それに基づく審査結果共有の実施回数	回	-	1	-	1	-	1

※令和5年度の実績は見込量

②第7期計画におけるサービス量の見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数（人）	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有
（共有する体制が有の場合）それに基づく審査結果共有の実施回数（回）	1	1	1

【見込量対応のための方策】

多様化する障害福祉の中で、利用者が真に必要なとするサービスを適切に提供することが求められていることから、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加や相談支援専門員及びサービス管理責任者等への各種研修への参加を推進します。

また、障害者自立支援審査支払等システムを活用し、請求の過誤をなくすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保するため、国民健康保険団体連合会（国保連）における審査でエラーになった内容の分析や自立支援協議会での事例検討などを行い、サービスの質の向上を図ります。

## 6 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。

### (1) 相談支援事業

障害者や障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する事業です。

#### [第6期計画と実績]

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター機能強化事業	か所	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	件/年	1	0	1	0	1	0

#### [第7期計画におけるサービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	か所	1	1	1
地域自立支援協議会	か所	1	1	1
基幹相談支援センター機能強化事業	か所	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	件/年	1	1	1

## (2) 意思疎通支援事業

聴覚、視覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とした事業です。

### [第6期計画と実績]

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
手話通訳者・要約筆記者派遣	件/年	1	0	1	0	1	0

### [第7期計画におけるサービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣	件/年	1	1	1

## (3) 日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することなどにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とした事業です。

### [第6期計画と実績]

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	
計（日常生活用具給付等事業）	件/年	211	185	221	146	251	154	
内訳	介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1	0	1	0
	自立生活支援用具	件/年	2	1	2	0	2	1
	在宅療養等支援用具	件/年	4	3	4	1	4	1
	情報・意思疎通支援用具	件/年	3	3	3	0	3	1
	排泄管理支援用具	件/年	200	177	210	143	240	150
	居住生活動作補助用具	件/年	1	0	1	2	1	1

**[第7期計画におけるサービス量の見込み]**

サービス種別		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計（日常生活用具給付等事業）		件/年	171	181	191
内 訳	介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1
	自立生活支援用具	件/年	2	2	2
	在宅療養等支援用具	件/年	4	4	4
	情報・意思疎通支援用具	件/年	3	3	3
	排泄管理支援用具	件/年	160	170	180
	居住生活動作補助用具	件/年	1	1	1

**(4) 移動支援事業**

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業です。

**[第6期計画と実績]**

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
移動支援事業	人/月	2	0	2	1	2	1

※令和5年度の実績は見込量

**[第7期計画におけるサービス量の見込み]**

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/月	2	2	2

## (5) 地域活動支援センター事業

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする事業です。

### [第6期計画と実績]

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
地域活動支援センターⅡ型	か所	1	0	1	0	1	0

### [第7期計画におけるサービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センターⅡ型	か所	1	1	1

## (6) 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする事業です。

### [第6期計画と実績]

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
日中一時支援事業	か所	3	4	3	5	3	6
	人/月	3	5	3	6	3	7

### [第7期計画におけるサービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	か所	6	6	6
	人/月	7	7	7

## (7) その他の事業

### [第6期計画と実績]

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
訪問入浴サービス事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人/月	1	1	1	1	1	0
自動車免許取得・ 自動車改造費助成事業	件/年	1	0	1	0	2	0

### [第7期計画におけるサービス量の見込み]

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	か所	1	1	1
	人/月	1	1	1
自動車免許取得・ 自動車改造費助成事業	件/年	1	1	2

## 第4章 計画の推進

### 1 障害者・障害児を支える体制づくり

障害者・障害児が地域で自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保やこれらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築と地域全体で障害者を支える体制づくりが求められていることから、地域の社会資源のネットワークを構築、強化することが重要になります。

このため、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、雇用関係機関、当事者団体などの代表者で構成される障害者施策推進協議会を設置しています。

この障害者施策推進協議会は、町や相談支援業者が直面した課題や新たに把握されたニーズについて関係機関やサービス事業者、医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題として情報を共有し、改善・解決していくための協議の場となる組織です。

障害者施策推進協議会がその役割を果たすために相談支援における現行のプロセスを調整し、社会資源の整理・調整と開発に向けて関係者間の連携を図っていきます。

### 2 計画の推進・評価

計画は、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。

障害者総合支援法では、計画に定める事項について、定期的に調査や分析、評価を行い、必要な場合は計画の変更やその他の必要な措置を講じることとされていますので、PDCAサイクルにより計画の進行管理を行います。

本計画の進行管理については、庁内関係各課や住民、関係団体による評価、意見を踏まえ、国の社会福祉制度改革の動向も見極めながら、推進体制の整備と計画の周知と進行管理、評価などを行っていきます。

### 3 障害者総合支援法に基づくサービスの円滑な提供

#### (1) 障害支援区分の認定

障害支援区分認定調査は、障害のある人を「福祉サービスが必要な状態にあるかどうかを一定の基準により確認する行為」で制度の根幹をなす非常に重要な事務です。

「障害支援区分認定」は調査の内容に大きく左右され、利用できるサービスの種類等にも影響を及ぼすことから、質の高い調査員を確保する必要があります。

今後とも調査結果の統一性を確保するため、調査員の研修等により調査項目のチェック、基準の平準化を図るとともに、審査判定の公平性に十分留意し、判定基準の平準化を図ります。

## **(2) サービス利用計画の作成**

障害福祉サービスの利用が必要だと認められる人については、相談支援専門員がサービス利用計画を作成し、サービス提供事業者などにサービス利用の調整や契約援助などを行います。

サービス利用計画の作成には、中立や公平性を確保し、利用者主体のサービス提供が行われる体制を確立しなければなりません。

## **(3) サービスの質の確保**

障害者総合支援法では、「指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うこと、その他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。」とされています。

各種関係機関で連携をとりながら、質の高いサービスが確保され、提供できる体制づくりを推進します。

## **(4) 苦情処理システムの確立**

住民に対して、障害者総合支援法に基づく新しい制度についての十分な広報を行うとともに、各種サービスについても理解を深めてもらうように努力します。

具体的には、以下のような広報活動を行います。

- ・ 広報紙や町のホームページを活用し、随時、障害者総合支援法の最新情報を提供し、必要に応じてパンフレットなどを作成し、配布します。
- ・ 障害のある人の各種団体、民生委員・児童委員、各種ボランティア団体などのあらゆる組織と連携し、障害者施策に関する情報提供を行います。

## 資料編

### 1 錦江町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員名簿

番号	氏名	所属等	備考
1	迫 重美	民生委員児童委員協議会 会長	
2	堀 貴晃	おおすみの園 支援課長	
3	廣瀬 洋衛	障害者支援施設すずしろの里 施設長	
4	小蓬原 昭雄	肝属地区精神障がい者福祉促進の会 会長	
5	石踊 紳一郎	社会福祉法人幸伸会 理事長	
6	濱畑 明美	特別養護老人ホーム南松園 施設長	
7	前田 正人	錦江町身体障害者福祉協会	
8	永野 幸三	錦江町障害者相談員	
9	桑原 さおり	サービス利用者代表（大根占地区）	
10	今熊 亮太郎	サービス利用者代表（大根占地区）	
11	坂口 こずえ	サービス利用者代表（田代地区）	
12	川越 正治	社会福祉協議会 事務局長	
13	内村 純一	肝属地区障がい者基幹相談支援センター長	

## 2 用語解説

### [あ行]

#### アセスメント

対象者のニーズや利用中のサービス、生活課題などを聞き出し、どのようなサービスやケアが必要なのかを判断する。

#### 医療的ケア

法律上に定義されている概念ではないが、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。

#### 医療的ケア児

経管栄養、気管切開、人工呼吸器など、日常生活及び社会生活を営むために日常的に医療的ケアが必要な児童のこと。

#### インクルージョン

障害者権利条約における「inclusion」で、日本政府公定訳で「包容」とされている。障害の有無にかかわらず、地域の中で共生社会を目指す理念としてとらえられている。

### [か行]

#### 強度行動障害

直接的な他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が「通常考えられない頻度と形式で出現している状態」を指す。家庭等でかなりの努力をしても難しい状態が続き、特別な支援が必要な状態。

#### 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害者等に代わり、援助者が障害者の代理として、その権利やニーズ獲得を行うこと。

#### 高次脳機能障害

病気や事故などの原因により、脳が損傷を受けたことによる記憶・判断などの認知機能や、感情・意思などの情緒機能に障害が現れ、その結果、日常生活や社会生活に支障が生じる障害。

#### 合理的配慮

障害者権利条約第2条で、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされる

ものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。

## [さ行]

### 児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技術を付与又は集団生活への適応のための訓練を行い、家族への相談や助言等を行う施設。

### 社会的障壁

日常生活や社会生活を送るうえで、障壁（利用しにくい施設・整備や制度、慣習や文化、観念など）となるもの。

### 社会福祉協議会

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体。

### 重症心身障害児

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童のこと。

### 障害者基本法

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進することを目的とした法律。

### 障害者雇用促進法

「障害者の雇用の促進等に関する法律」障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的とした法律。

### 障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年 6 月公布、平成 28 年 4 月施行）のことで、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律。

## 障害者総合支援法

従来の「障害者自立支援法」を一部改正し、平成 24 年 6 月公布、平成 25 年 4 月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のことで、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律。

## 成年後見制度

民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な人が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合には、その人らしく暮らしていくことができるよう家庭裁判所によって選任された援助者（「後見人」等）により、保護し支援する制度。

## 【た行】

### 地域移行

住まいを施設や病院から単に元の家庭に戻すことではなく、障害者が自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現すること。

### 地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱とする。

### 地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の実情に応じて医療、障害福祉・介護、住まい、生活支援、教育等が一体的に提供される包括的な支援・サービスの提供体制。

### 通級指導

小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒（言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者）に対して、障害に応じた特別の指導を行う教育形態。

### 特別支援学級

小学校、中学校等において、障害のある児童生徒（知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症者・情緒障害者）に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。

### 特別支援学校

障害のある幼児児童生徒（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。)) に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能をうけることを目的とした学校。

## [な行]

### 難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」（平成 26 年法律第 50 号）により難病とは、「発症の機構が明らかでなく、かつ、治療法方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」のことをいう。

経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。難病法により医療費助成制度の対象疾病とされた指定難病については、医療費の助成が受けられる。

## [は行]

### 発達障害

「発達障害者支援法」において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害でその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

### ピアサポート

「自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を生かしながら、他の障害や疾病のある障害者のための支援を行うもの」と定義され、同じような障害（立場や境遇、経験など）を抱えた人同士の支え合いを指す。

### PDCAサイクル

プロジェクトの遂行に際し、Plan(計画)－Do(実行)－Check(点検)－Action(見直し)の工程を継続的に繰り返す仕組み。

### ペアレント

親など保護者のこと。

## ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。

## ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握し、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的として、「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことをほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取組む簡易的なプログラム。

## ペアレントメンター

自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。同じような発達障害のある子の子育てに悩んでいる保護者に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報提供等を行う。

## 【ま行】

### モニタリング

社会福祉援助の実践の過程で、その実行状況を監視し点検すること。援助実践の内容や効果、課題の達成はできているか、利用者は満足しているかなどを定期的に吟味し見直しをする。

## 【や行】

### 要約筆記

聴覚障害者のためのコミュニケーションの1つで、話し手の内容を筆記して聴覚障害者に伝達するもの。一般的にはOHP（オーバーヘッドプロジェクター）などを使用し、話し手の話の内容をTP（トランス・ペアレンシー）に書き、スクリーンに投影する方法が多く用いられる。近年では、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法も用いられてきている。

## 【ら行】

### リハビリテーション

障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的プログラムにとどまらず、障害者のライフステージの全ての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指すという考え方。障害者施策の重要な理念の一つ。また、運動障害の機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もある。

## 療育

療育とは、障害のある子どもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれの障害の特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助をいう。

乳幼児期から学童期にかけては、基本的な生活習慣の確立、知的発達、運動発達、情緒の発達、社会性の発達など、人間の成長過程でも最も重要な時期であり、その早い段階で障害を早期発見し、早期療育を行うことが、軽減・治癒の効果が高いとされている。

---

第7期錦江町障害福祉計画・第3期錦江町障害児福祉計画

発行年月 令和6年3月

編集・発行 錦江町介護福祉課

〒893-2392 鹿児島県肝属郡錦江町城元963番地

電話番号：0994-22-3042

<https://www.town.kinko.lg.jp/>

---